

商工会商品券を交付します！

物価高騰対応未就学児子育て世帯応援事業



食料品をはじめ物価高騰の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯のうち、小中学校における給食費無償化事業の対象とならない、未就学児を育てる世帯の食料費などの負担軽減を図ることを目的に、板倉町商工会商品券を交付します。

対象世帯・支援内容

令和8年9月1日現在、板倉町の住民基本台帳に登録されている未就学児がいる世帯
未就学児1人につき 30,000円分(1,000円券×30枚)

有効期限

令和9年1月31日(日)まで

利用できる店舗

取扱い登録のある店舗
※取扱い店舗一覧は別紙のとおり

交付方法

保護者あてに未就学児分を簡易書留で郵送します。

その他

- 商品券取扱店にて商品やサービスを購入することができます。
- 商品券は、現金とはお引き換えできません。
- 商品券に発行者印のないものは無効です。
- 商品券の紛失や盗難、使用期限切れ等による損失に対しては発行者はその責務を負いません。
- 商品券は、額面に利用が満たない場合でも、釣銭はできません。
- 国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金)には使えません。
- 換金性の高い物(有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)の購入はできません。



問合せ

板倉町役場 福祉課 子育て支援係
電話:0276-82-6134(直通)